

令和7年度 適正化事業・指導項目別調査結果

集計期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

区分	重点	指 導 事 項 (※印は「特別積合せ」のみの調査事項、☆印は霊柩事業者は除外する)		調査 件数	「否」 件数	「否」 割合 (%)	ワースト 順位
I.事業計画等	1		主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	345	8	2.3	
	2		営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	345	9	2.6	
	3		自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	345	4	1.2	
	4		乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	345	8	2.3	
	5		乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	345	8	2.3	
	6		届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)。(本社巡回に限る。)	200	13	6.5	
	7		自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	345	0	0.0	
	8		名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	345	0	0.0	
II.帳票類の整備 報告等	1		事故記録が適正に記録され、保存されているか。	95	0	0.0	
	2		自動車事故報告書を提出しているか。	22	0	0.0	
	3		運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	345	13	3.8	
	4		車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	345	7	2.0	
	5		事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)	262	19	7.3	
III.運行管理等	1		運行管理規程が定められているか。	345	4	1.2	
	○ 2		運行管理者が選任され、届出されているか。	321	3	0.9	
	3		運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	319	22	6.9	
	4		事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	345	0	0.0	
	○ 5		過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	345	72	20.9	④
	6 ☆		過積載による運送を行っていないか。	318	0	0.0	
	○ 7		点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	345	94	27.2	①
	8		乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	345	24	7.0	
	9 ☆		運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	292	14	4.8	
	10		運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	121	30	24.8	②
	○ 11		乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	345	32	9.3	
	○ 12		特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	234	51	21.8	③
	○ 13		特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	237	42	17.7	⑤
IV.車両管理等	1		整備管理規定が定められているか。	330	3	0.9	
	○ 2 ※		整備管理者が選任され、届出されているか。	324	5	1.5	
	3		整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	323	24	7.4	
	4		日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	345	61	17.7	⑤
	○ 5		定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	345	54	15.7	
V.労基法等	1		就業規則が制定され、届出されているか。	231	1	0.4	
	2		36協定が締結され、届出されているか。	322	11	3.4	
	3		労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	328	8	2.4	
	○ 4		所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	344	34	9.9	
VI.法定福利費	1		労災保険・雇用保険に加入しているか。	330	0	0.0	
	2		健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	330	4	1.2	
VII.運輸安全マネジメント	1		運輸安全マネジメントの実施は適切か。	345	19	5.5	

※印は、保有車両に乗車定員11人以上のバス型霊柩車がある霊柩事業者の場合、1両でも整備管理者の選任が必要である。(道路運送車両法第50条)

ワースト1位、2位の点呼・運行指示書に関して、分割休息を利用した際の点呼未実施(回数不足)、運行指示書に分割休息の記載がない等が見受けられます。